

議案第 47 号

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例（平成 26 年かすみがうら市条例第 22 号）の一部を次のように改正す  
る。

附則第 3 条第 1 項中「この条例の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までの間」  
を「当分の間」に、「令和 5 年 3 月 31 日までに修了すること」を「放課後児  
童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が  
指定する日までに修了」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市  
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、  
令和 5 年 4 月 1 日から適用する。